

## 医療法人財団 健貢会 介護職員初任者研修(通信)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

医療法人財団 健貢会

(本部) 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 1階

(総合東京病院) 東京都中野区江古田 3-15-2

(目的)

第2条 本研修は、質の高い福祉を実現するために、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成する為に、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

介護職員初任者研修課程 (通信形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

江古田の森カレッジ介護職員初任者研修 (通信コース)

(年度事業計画)

第5条 令和2年度の研修事業は、次のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和2年4月～令和2年7月	20名
第2回	令和2年8月～令和2年12月	20名
合計		40名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

(1) 福祉に強い関心を持ち、スクーリングに出席可能な者

(研修参加費用)

第7条 (1) 第6条の(1)に該当する者の研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税別。)ただし、下記に掲げる当法人のグループ法人(以下「グループ法人」という)に勤務している者については、受講料を半額免除する。また、当研修修了後1年以内にグループ法人に就職し、引き続き1年以上勤務した者

については、受講者の申請に基づき、受講料を半額返還する。ただし、中野区の事業により、受講料の助成を受けた者については、受講料の免除を行わない。

#### 当法人のグループ法人

医療法人財団 健貢会  
社会福祉法人 南東北福祉事業団  
医療法人社団 三成会  
一般財団法人 脳神経疾患研究所  
医療法人社団 新生会  
社会医療法人 将道会  
医療法人 謙昌会

#### 研修参加費用

内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
受講料	90,000 円	95,600 円(税抜)	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	5,600 円			

#### (使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修テキスト	財団法人介護労働安定センター

#### (研修カリキュラム)

第9条 研修を修了する為に履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

#### (研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

#### (担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

#### (募集手続)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

第6条の(1)に該当する方

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、期日までに申し込む。
- (2) 当法人は、書類審査のうえ受講者を決定し、受講決定通知書を受講者宛送付する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当法人は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

#### (科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

#### (通信形式の実施方法)

第14条 通信形式については、次のとおり実施する。

##### (1) 学習方法

添削問題を提出期日までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

##### (2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行い、C以上の評価の受講者が評価基準を満たしたもものとして認定する。基準に達するまで再評価を行う。

(A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満)

##### (3) 個別学習への対応方法

受講者からの質問については、FAXまたは電子メール（アドレス：tokyo-hp.shoninsha@mt.strins.or.jp）により受け付け、必要に応じて担当講師に照会のうえ回答する。

#### (修了の認定)

第15条 修了の認定は、第9条に定める全てのカリキュラムを履修し、次の修了評価を行ったうえ、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。
- (3) 認定基準は、次のとおり理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価したうえで、C以上の評価の受講者が評価基準を満たしたもものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由のいかんに関わらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。  
また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱)

第17条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき3,000円を受講者の負担とする。また、補講の実施は原則として当法人において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

原則として、補講できる単位は「項目」であるが、当法人で補講を実施する場合は、「科目」ごとに補講できるものとする。

(受講の取消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者には、当法人において東京都**介護員養成**研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報項目)

第21条 東京都**介護員養成**研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ (<http://www.tokyo-hospital.com/>) において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

① 法人情報

法人格、法人名称、法人住所、代表者名

② 研修機関情報

事業所名称、事業所住所、事業所電話番号、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数（専任・兼任別）

(2) 研修事業情報

① 研修の概要

対象、研修スケジュール（期間、日程、時間数）定員（研修回ごと）、実習の有無、研修受講までの流れ（募集方法、申込方法等）、費用（受講料、テキスト代）、留意事項

② 研修カリキュラム

科目別シラバス、通信講習の科目及び時間、指導体制・指導方法、修了評価の方法、評価者、再履修の基準

③ 実績情報

過去の研修実施回数（年度ごと）、研修修了者数（年度ごと）

④ 連絡先等

申込み・資料請求先

法人及び事業所の苦情対応者名・役職・連絡先

(研修事業執行担当部署)

第 22 条 本研修事業は総合東京病院医療福祉課介護職員初任者研修係にて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情担当部署：総合東京病院総務課 電話；03-3387-5421

- (2) 事業実施により知りえた受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

- (3) 研修における通学初日に、自動車運転免許証等の顔写真が貼布された身分証明書にて本人確認を行う。ただし、顔写真が貼布された身分証明書を未所持の場合は、以下にあげた各号のうちから2つの提示により、本人確認を行う。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
- ② 住民基本台帳カード
- ③ 健康保険証
- ④ 年金手帳

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和2年1月1日から施行する。